

年 月 日

(あて先) 高 崎 市 長

住所
申請者 氏名
(又は代表者氏名)
電話番号

市道掘削並びに通行制限願

市道に対する工事施工のため必要があるので、下記のとおり制限を願います。

記

1 路線名 線

2 工事の種類

3 通行制限の区間

自	町	番地先			
至	町	番地先	長	m・幅	m

4 掘削面積	延長	m・幅	m・深	m・平積	m ²
--------	----	-----	-----	------	----------------

5 制限の種類及び期間

通行禁止	・	片側通行止	・	車両通行止	
自	年	月	日	至	年 月 日
作業時間	午前	時	分より	午後	時 分まで

6 遵守事項

- (1) 工事に伴う危険防止をします。
- (2) 工事実施に関する近隣住民への事前周知を必ず行います。
- (3) 通行禁止等の標識を工事現場等に掲出します。
- (4) 路面復旧については、沈下をしないよう責任を持って行い、復旧後適当な期間が経過した後、巡回調査をして、沈下していた場合は補足材を入れて敷均し、転圧します。
(標準復旧・・・良質の掘削土を30cm埋め戻し、その上は全部切込砕石をもって水締めをします。埋め戻し復旧は入念に施工し、後日沈下していた場合は合材で不陸を整正して転圧します。)
- (5) 路面表示(センターライン・停止線・横断歩道・外側線等)、道路標識、カーブミラー及び境界標示を掘削した場合は、必ず復元します。
- (6) 道路構造物等を破損又は汚損した場合は、速やかに復旧します。
- (7) 第三者に損害を与え、又は紛争が生じた場合は、責任を持って対応します。
- (8) 工事着手前及び完成状況、施工状況、安全管理など適切な写真管理をするとともに道路管理者より工事に関する写真提示を求められた場合は速やかに対応します。
- (9) 舗装復旧工事について、検査合格(工事完了)の日から、責任期間として3年間の瑕疵担保責任を負い、路面の沈下等事象が発生した際には個別に対応すること。
ただし、故意又は重大な過失があると認められる場合は10年間とする。
- (10) その他市長が必要と認めた道路復元工事等の指示については、その指示にしたがいます。